



教えて！知ってトクする法律の話 第8号

誰もがSNSで写真や動画、気持ちや意見を発信できるようになりましたね。

でも、何気ない投稿が大きなトラブルに発展する可能性があります。

どんな投稿が問題になるのでしょうか？トラブルに巻き込まれたら、何ができるのでしょうか？

「投稿」の前にちょっと立ち止まってみよう！

うそか本当かわからない情報を、あたかも正しい情報かのように広めてしまっていないですか？

直接知らない相手だからといって、傷つけてもいいや、と思っていませんか？

自分に関する投稿が拡散されたら、どうしたらいいのでしょうか？



「投稿」の前に、一度立ち止まって、内容を見つめなおしてみましょう。

人の悪口やウソの情報を投稿してしまうとどうなる…？

- 慰謝料などを支払うよう請求（損害賠償請求）される可能性があります（民事責任）。
- 侮辱罪・名誉毀損罪などの犯罪になる可能性があります（刑事責任）。
 - 侮辱罪：たくさんのお人前で、人に暴言をはいた場合に成立します。
 - 名誉毀損罪：本当かウソか関係なく、ある事柄に関する情報をたくさんのお人に言いふらしてその人の評価を下げた場合に成立します。
- SNSの「炎上」については創刊号、民事と刑事の違いは第4号もぜひ見てくださいね。



とくめい
匿名ならバレないはず…。

ちょっと待って！



こんなこと思っていませんか？

情報の発信者（投稿者）を探す方法があります。

はっしんしゃじょうほうかいしせいきゅう 発信者情報開示請求

法律（プロバイダ責任制限法）に基づき、情報の発信者（投稿者）の氏名や住所などを開示するよう請求することができます。情報の発信者（投稿者）を突き止めることで、その発信者に対して、損害賠償請求をすることも可能になります。

自分について書かれた投稿を消して欲しい場合は…？

- ➡ SNSの管理者に対し、
投稿の削除を求めることができます。

困ったことが起きたら、まず、家族・先生などの信頼できる大人や弁護士に相談してみましよう！



担当：金 伽耶、橋永 果南